

平成25事業年度

業 務 実 績 報 告 書

独立行政法人海技教育機構

# 目 次

## 第1章 業務運営評価のための報告

I はじめに	・・・ 1
II 業務運営に関する報告	・・・ 2
1. 中期目標の期間	・・・ 2
2. 業務運営の効率化に関する事項	・・・ 2
3. 国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上に関する事項	・・・ 6
4. 財務内容の改善に関する事項	・・・ 26
5. その他業務運営に関する重要事項	・・・ 32

## 第2章 自主改善努力評価のための報告

・・・ 37

## 添付資料一覧

資料 1 : グループウェアの運用による情報提供	
資料 2 : 人事交流の実績	
資料 3 : 内航用練習船の活用	
資料 4 : 海技士国家試験の合格実績	
資料 5 : 水先人国家試験の合格実績	(平成 23 年度～平成 25 年度)
資料 6 : 資質教育に関する取組	
資料 7 : 寮生活アンケートの調査の結果	
資料 8 : 保護者アンケートの調査の結果	
資料 9 : 海事関連企業への就職率	(平成 22 年度～平成 25 年度)
資料 10 : 就職に関する取組	
資料 11 : 海運業界からのニーズ又は意見	
資料 12 : 社船実習の実施状況	
資料 13 : 教員の生徒・学生指導に関する意識調査の結果	
資料 14 : 教員の指導力向上のための研修	
資料 15 : 各学校の募集活動に関する取組	
資料 16 : 入学応募者数・応募倍率の推移	(平成 22 年度～平成 26 年度)
資料 17 : 平成 25 年度研究項目一覧	
資料 18 : 研究成果発表一覧	
資料 19 : 各学校の海事思想普及に関する取組	

# 第1章 業務運営評価のための報告

## I はじめに

この報告書は、「国土交通省所管独立行政法人の業務実績評価に関する基本方針」（平成14年2月1日国土交通省独立行政法人評価委員会決定、平成15年3月18日、平成16年2月23日及び平成18年3月9日国土交通省独立行政法人評価委員会改定）に基づき、独立行政法人海技教育機構の平成25事業年度業務実績評価のために提出する。

なお、上記基本方針を踏まえ、中期計画において中期目標期間における項目の目標が具体的数値（目標値）により設定され、かつ、年度計画において当該年度における当該項目の目標が目標値により設定されている場合とそれ以外の場合について、それぞれ概ね次の形式で報告する。

### <目標値が設定されている場合>

(中期目標) 大項目－中項目－小項目
(中期計画) 大項目－中項目－小項目
(年度計画における目標値) 大項目－中項目－小項目

#### ① 年度計画における目標値設定の考え方

--

#### ② 実績値及び取組み

--

#### ③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

#### ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

### <上記以外の場合>

(中期目標) 大項目－中項目－小項目
(中期計画) 大項目－中項目－小項目
(年度計画) 大項目－中項目－小項目

#### ① 年度計画における目標設定の考え方

--

#### ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

--

#### ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

## Ⅱ 業務運営に関する報告

### 1. 中期目標の期間

平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの 5 年間

### 2. 業務運営の効率化に関する事項

(中期目標)

#### 2 業務運営の効率化に関する事項

##### (1) 組織運営の効率化の推進

児島清算室の廃止、教育管理業務の効率化により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

(中期計画)

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 組織運営の効率化の推進

海技大学校児島分校の校舎の廃止に伴い重要な財産を適切に処理するために設置した児島清算室は、児島分校の処分に係る業務終了後速やかに廃止する。

また、教科書改訂作業等、各校教務事務の一部を本部へ移行することによる教育管理業務等の業務運営の効率化、アウトソーシングの活用等により、要員の縮減等を進め、より効率的な組織運営体制を確立する。

(年度計画)

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 組織運営の効率化の推進

平成 24 年度に試行したグループウェア（ネットワークでの情報共有）の活用については、業務の効率化・合理化において一定の成果が認められたことから、操作性や機能の検証・改善を加えながら本格的に運用する。

また、より効率的な組織運営に資するため館山校の給食業務をアウトソーシングすることにより要員の縮減を図る。

その他の業務についてもアウトソーシングの活用について検討を行う。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

前年度試行したグループウェアを本格運用し、組織運営の効率化の推進を図る。

また、館山校の給食業務をアウトソーシングすることによって要員を縮減する。

その他の業務についてもアウトソーシングを検討する。

## ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

### (a) グルーウェアの本格運用

前年度に試行したグループウェア（ネットワークの情報共有）の本格運用を開始した。従来、個人単位で蓄積していた教材や各校所属の校内練習船の修繕情報を共有し活用することにより、組織運営の効率化とともに業務の合理化を推進した。

#### 【資料1 グループウェアの運用による情報提供】

### (b) 館山校給食業務のアウトソーシング

アウトソーシングを行い、調理士1名、非常勤職員5名を縮減し、経費を抑制した。

平成24年度（非常勤調理員予算） 6,367千円

平成25年度（給食業務委託費） 2,898千円

△3,469千円

## ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

給食業務は、平成26年度より唐津校もアウトソーシングに移行する。  
残る宮古校についても計画的に実施する予定である。

### （中期目標）

#### 2 業務運営の効率化に関する事項

##### （2）人材活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施を図るために、航海訓練を行う航海訓練所、座学を行う船員教育機関7校（商船系大学2校及び商船系高等専門学校5校）及び海運会社との人事交流を積極的に推進する。

また、組織の一層の活性化を図るために、海事関連行政機関等とも人事交流を積極的に推進する。

### （中期計画）

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### （2）人材活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と期間中に50名以上の人事交流を図る。

### （年度計画における目標値）

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### （2）人材活用の推進

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と10名以上の人事交流を図る。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

船員教育の質の向上や効率的な教育の実施、組織の一層の活性化を図るために、航海訓練所、船員教育機関、海運会社及び海事関連行政機関等と中期目標期間中に50名以上の人事交流を実施することとし、平成25年度は、年度中の交流予定者を10名以上とする。

## ② 実績値及び取組み

国土交通省、航海訓練所及び海運会社と15名(受入8名、派遣7名)の人事交流を実施した。

国土交通省との交流では、事務職員の行政事務能力の向上、航海訓練所及び海運会社との交流では、教員の指導力の向上を図ることができ組織の活性化に努めた。

### 【資料2 人事交流の実績】

## ③ 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

## ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

航海訓練所との人事交流によって、乗船履歴を取得した職員は、帰任後上級海技免状(二級:1名)を取得した。

### (中期目標)

#### 2 業務運営の効率化に関する事項

##### (3) 業務運営の効率化の推進

管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用、及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化などにより、一般管理費及び業務経費を節減し、業務運営の効率化を図る。

一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)については、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を6%程度抑制する。

また、業務経費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。)について、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額(初年度の当該経費相当分に5を乗じた額。)を2%程度抑制することとする。

### (中期計画)

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (3) 業務運営の効率化の推進

① 管理部門の簡素化、アウトソーシングの活用及び「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(平成21年11月17日閣議決定)に基づき設置した契約監視委員会による契約の適正化等により、一般管理費及び業務経費の節減を図り、業務運営の効率化を図る。

② 一般管理費については、経費節減について、監事監査等のモニタリングにより、自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行い、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を6%程度抑制する。

また、業務経費について、船舶管理コンサルタントの活用等により、中期目標期間中に見込まれる当該経費総額を2%程度抑制する。

### (年度計画における目標値)

#### 1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (3) 業務運営の効率化の推進

- ① 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比3%を抑制する。
- ② 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、本年度予算は、対前年度比1%を抑制する。
- ③ 税理士との顧問契約により税務書類の作成及び消費税に係る業務の効率化を図る。  
また、契約監視委員会による契約内容の点検、見直しを継続して行い契約の適正化に努める。  
さらに、校内練習船の定期検査等に係る船舶管理業務については、前年度に引き続き機構職員が行うことにより経費の抑制を図る。

### ① 年度計画における目標値設定の考え方

一般管理費及び業務経費について、中期計画目標値を達成するため、本年度はそれぞれ3%程度及び1%程度の抑制を図ることとする。

前年度に続き、税理士と顧問契約を締結することにより、税務書類の作成及び消費税に係る業務を効率的に実施する。

また、契約監視委員会による契約内容の継続的な見直し等により、引き続き契約の適正化を行うことや校内練習船定期検査等にかかる船舶管理業務については、引き続き機構職員が行うことにより経費の抑制を行う。

### ② 実績値及び取組み

① 年度予算における一般管理費を、ネットワークを活用したペーパーレス化の推進等により、対前年度比3%（3,746千円）抑制した。

② 年度予算における業務経費を、光熱水費の節約等により、対前年度比1%（3,474千円）を抑制した。

③ (a) 税理士との顧問契約

前年度に続き、税理士と顧問契約を締結することにより、税務書類の作成及び消費税に係る手続き業務の指導・助言を得ることで、会計課業務の効率化を図った。

(b) 契約の適正化

契約監視委員会において競争契約及び随意契約の検証を行い、主に次の取り組みによって、契約の適正化に努め、より多くの応札者を確保することができた。

例：校内練習船定期検査（平均）

公告期間 16.8日 → 30日

応札者数 2.2者 → 4者

i 専門性・特殊性が高く、応札者が少数であると見込まれる契約については、公告期間を延長する。

ii 契約の仕様では、校内練習船の定期検査・修繕工事において、応札者への練習船の受渡場所の範囲を拡げる。

(c) 機構職員による船舶管理業務の実施

校内練習船の定期検査等に係る船舶管理業務について、前年度に引き続き海務経験を有する機構職員が行うこととし、各種工事ごとの見積の提出を業者に依頼するとともに、工事内容の必要性を精査することにより、4隻の定期検査の費用を当初見積額に比し13,312千円抑制することができた。

見積額

63,295千円

契約金額	49,983 千円
抑制額	13,312 千円

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

### 3. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第 11 条第 1 項第 1 号に基づき、船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授する。

また、「独立行政法人海技教育機構法」第 11 条第 2 項に基づき、「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律」(平成 16 年法律第 31 号) 第 8 条第 2 項の規定による同条第 1 項の講習の実施に関する業務を行う。

海技教育の実施に当っては、国際条約の改正等に的確に対応するとともに、船員教育・訓練機関及び海運業界と連携して、海運業界に必要な船員像の明確化及びニーズの一層の精査を行った上で、国の政策に沿って、必要とされる教育を効果的・効率的に行えるよう、教育体制を見直すものとする。

① 海技資格の取得を図るための教育 (以下「資格教育」という。)

イ 船員養成事業については、海技課程本科 (以下「本科」という。) 及び海技課程専修科 (以下「専修科」という。) の期首の入学定員を 350 名とし、近い将来、船員の不足が深刻化すると認識を踏まえて、海運業界の需要を見極めた上で、中期目標期間中に入学定員を見直し、期末までに新たな養成規模で教育を実施する。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

本科及び専修科の資格教育については、本年度の入学定員を 350 名とする。

また、期中においては、海運業界の船員の需要を見極めた上で、入学定員を見直し、その養成規模で教育を実施する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

イ 入学定員

海技課程本科（以下「本科」という。）及び海技課程専修科（以下「専修科」という。）の資格教育については、本年度入学定員を350名とする。  
また、入学定員については、海運業界の船員の需要等を見極めた上で、適正な定員について検討を行う。

① 年度計画における目標設定の考え方

本科及び専修科の資格教育についての入学定員を350名とする。

今後の入学定員については、海運業界の船員の需要を見極めた上で、適正な定員について検討を行う。

② 実績値及び取組み

本科及び専修科の資格教育についての入学定員は350名（本科120名、専修科230名）とした。

今後の入学定員については、応募倍率の推移、内航海運業界からの求人数の増加に加え、内航業界など関係機関からの要請を受けて検討を行い、平成26年度の入学定員を370名とし、平成27年度に380名に引き上げ、平成22年度の定員に戻すこととする。

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○平成25年度入学実績

	定員	入学者
本科	120名	139名
専修科	230名	248名
計	350名	387名

（中期目標）

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。）

ロ 海技課程の本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練の導入を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

（中期計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

① 資格教育

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育については、航海訓練所の内航用練習船を活用した新たな訓練を踏まえて、航海訓練所との連携を強化し、即戦力化を図る。

また、海運業界が求める船内供食、栄養・衛生管理に関する教育をより充実させること等により、効率的かつ効果的に船員を養成できるよう教育内容を見直す。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 資格教育

ロ 即戦力化

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所と協力して作成した内航船員教育訓練プログラムに基づき、前年度に作成した視聴覚教材や改訂教科書を使用するとともに引き続きこれらの充実を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

本科及び専修科の教育について即戦力化を図るため、航海訓練所と協力して作成した内航船員教育訓練プログラムに基づき、前年度に作成した視聴覚教材や改訂教科書を使用し、引き続きこれらの充実を図る。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

即戦力化を図るため、座学と訓練の一貫性を目的として航海訓練所と連携して構築した「内航船員教育訓練プログラム」に基づき、機構の座学課程で使用する教科書に、航海訓練所の内航用練習船に搭載された計器・機器の図表を取り入れ、座学と航海訓練の両方の課程においても生徒・学生の理解を深めるよう、改訂を行った。

また、航路の航行、船橋配置等練習船訓練内容等の視聴覚教材DVDを作成した。

○改訂を行った教科書（4冊）

- ・航海計器
- ・総合訓練
- ・船用機関Ⅰ
- ・船用機関Ⅱ

○作成した視聴覚教材（14編）

〈航海科関係：8編〉

- ・明石海峡航路
- ・備讃瀬戸東航路
- ・灯火の灯質2等

〈機関科関係：4編〉

- ・ピストン復旧作業
- ・主機試運転
- ・シリンダヘッド整備作業等

〈船内生活：2編〉

- ・船内生活（前編）
- ・船内生活（後編）

【資料3 内航用練習船の活用】

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成23年度から行ってきた「内航船員教育訓練プログラム」に基づく教科書の改訂は、計画通り平成25年度で終了した。

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

① 海技資格の取得を図るための教育（以下「資格教育」という。）

- ハ 国際条約で求めている海技資格の取得については、補講、模擬試験、個別指導等の実施により、教育効果を高め、海技従事者国家試験の合格率の維持・向上を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 海技資格

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座、模擬試験、個別指導を行って教育効果を高め、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては90%以上、本科においては75%以上とする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

① 海技資格

ハ 合格率

資格教育については、補講等の自主講座及び模擬試験の充実、個別指導等の徹底により、目標とする海技士国家試験の合格率を、専修科及び海技専攻課程海上技術コース（以下「海上技術コース」という。）においては 90%以上、本科においては 75%以上とする。

① 年度計画における目標値設定の考え方

中期計画の目標値を達成するため、補講等の自主講座及び模擬試験の充実、個別指導等の徹底により、海技士国家試験の合格率の目標値を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

**② 実績値及び取り組み**

前年度、本科及び海上技術コースにおいて、目標値を下回ったことを踏まえ、コミュニケーション能力不足が要因と考えられたことから補講や模擬試験の充実、個別指導等の徹底という従来の取り組みの強化を図った。

また、以下に掲げる取組を行い、目標値を達成することができた。

- i 航機両方の資格取得の価値観の意識付け
- ii 指導方法の工夫
- iii 問題集の精選や見直し
- iv 「数トレ」（数字トレーニング）や「漢字ドリル」等による基礎学力の向上 等

○合格実績

	目標値	実績値	
		平成24年度	平成25年度
本科	75%	65.8%	<u>76.4%</u>
専修科	90%	92.0%	93.4%
海上技術コース	90%	75.0%	<u>96.0%</u>

※ 本科・専修科：四級海技士（航海及び機関両方の合格率）

※ 海上技術コース：三級海技士（航海又は機関の合格率）

**【資料4 海技士国家試験の合格実績】**

**③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し**

--

**④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

○海技士コースの合格実績

- 三級海技士（航海） 66.7%
- 三級海技士（機関） 100%
- 四級海技士（航海） 73.3%
- 四級海技士（機関） 100%
- 五級海技士（航海） 100%
- 五級海技士（機関） 100%
- 六級海技士（航海） 77.8%

**（中期目標）**

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ② 船舶運航実務課程の講習等については、実施する講習が、真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成23年度中に講習全体を見直す。

**（中期計画）**

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、実施する講習が真に独立行政法人が行うべきものであるかどうかについて、海運業界等のニーズを踏まえた検討を行い、平成23年度中に講習全体の見直しを行う。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

② 実務教育

海技士資格取得以外の講習等については、前年度に行った講習の統廃合や受講料の見直しを反映させた講習を実施する。また、業界ニーズ、受講者数の傾向等を踏まえ、引き続き講習内容や受講料の見直しについて検討する。

① 年度計画における目標設定の考え方

海技士資格取得以外の講習等については、前年度に行った講習の統廃合や受講料の見直しを反映させた講習を実施するとともに、業界ニーズ、受講者数の傾向等を踏まえ、引き続き講習内容や受講料の見直しについて検討する。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

運航実務コースについて、前年度の見直しを踏まえ、受講料を改定して講習を実施した。受講料については、平成25年度の受講者の状況を踏まえ、平成26年度についても値上げを行うこととした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

③ 船舶運航実務課程の水先人教育については、水先人の安定確保に資するため、その教育を的確に実施するとともに、関係者と連携して、これまでの教育実績・成果を検証し、教育の質の向上を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海技教育の実施

③ 水先人教育

水先人の安定確保に資するため、平成19年度に船舶運航実務課程に設置した水先コースについて、関係者との連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまでの実績・成果から受講者の能力の検証・分析を行い、教育に反映させ、その質の向上を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため  
とるべき措置

(1) 海技教育の実施

③ 水先人教育

水先コースについては、関係者と情報を共有する等連携を強化し、その教育を的確  
に実施する。

また、これまでの実績・成果、受講者の能力の検証結果、関係者による水先人の養  
成等に関する検討結果を踏まえ、今後の教育に反映させ、その質の向上を図る。

### ① 年度計画における目標設定の考え方

関係者と情報を共有する等連携を強化し、その教育を的確に実施するとともに、これまで  
の実績・成果、受講者の能力の検証結果、関係者による水先人の養成等に関する検討結果を  
踏まえ、今後の教育に反映させ、その質の向上を図る。

### ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成 25 年 6 月に出された水先レビュー懇談会の答申や水先人養成制度の見直しを受  
け、(一財)海技振興センター他関係機関と連携し、平成 26 年 2 月から新水先人制度に  
おける水先コース(二級)を開講した。

教育内容については、実績・成果、受講者の能力の検証を行った結果、英語力向上の  
必要性が認められたため特別講義を実施するなど、質の向上を図った。

【資料 5 水先人国家試験の合格実績】

### ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

④ 船員及び将来の海技者としての意識を高めるため、統率力、協調性、柔軟性などの  
資質の涵養の強化を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため  
とるべき措置

(1) 海技教育の実施

④ 資質教育

本科及び専修科においては、寮生活における生活指導を充実させ、集団生活の理解  
を深め、統率力、協調性、柔軟性等の資質の涵養を目的とし、生活指導を一層充実・  
強化する。

また、本科においては、保護者会の定期的開催及び連携強化により、生活指導の充  
実を図る。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため

とるべき措置

(1) 海技教育の実施

④ 資質教育

本科及び専修科においては、船員としての資質の涵養を目的として寮生活を通じて集団生活の理解を深めるとともに、寮生活アンケート及び保護者アンケートの検証結果を生活指導に反映させるなど、きめ細やかな指導により生活指導の一層の充実・強化を図る。

また、本科においては、保護者会を定期的に年2回以上開催するとともに、保護者との連携強化により、生活指導の充実を図る。

① 年度計画における目標値設定の考え方

本科及び専修科においては、寮生活を通じて集団生活の理解を深めるとともに、寮生活アンケート及び保護者アンケートの検証結果を生活指導に反映させ、きめ細やかな指導により生活指導の一層の充実・強化を図ることによって、船員としての資質の涵養に資することとする。

また、本科においては、保護者会を定期的に年2回以上開催し、保護者との連携強化により、生活指導の充実を図る。

② 実績値及び取組

(a) 船員としての資質の涵養

寮生活を通じて、朝礼やHRをはじめ、学校生活のあらゆる場面を捉えて、集団生活への理解を深めさせ、船員としての資質の涵養に努めた。

〈取組事例〉

○寮生活の指導

- ・清掃状態の良い部屋の表彰
- ・学期毎に目標を掲げての指導
  - 1学期 「責任感を養う」
  - 2学期 「協調性を養う」
  - 3学期 「自律する」
- ・朝の挨拶運動、清掃活動など

○学校生活、習慣の指導

- ・教員全員による清掃指導
- ・個々に適した生活指導の実施
- ・指導体制の見直しなど

【資料6 各学校の資質教育に関する取組】

(b) 教育理念の明確化

資質の涵養を強化する取組として、教育理念の明確化に取り組むこととした。

これまで主に校長室等限られた場所に掲示していた校訓や教育目標を、玄関や教室など生徒・学生が目にする場所にも掲示し、学校の教育理念の理解を深めさせるとともに浸透を図ることによって、資質の涵養に資するよう努めた。

(c) 寮生活アンケート調査及び保護者アンケートの実施

i 寮生活アンケート

寮生活を通じた指導方法及び生活環境の改善を目的として、前年度に引き続き、本科及び専修科の寮生を対象に寮生活アンケート調査を実施した。

調査の結果、寮生活について、

- ・身の周りのことを自分でするので生活力がつく。
- ・船内生活における秩序（挨拶、責任感等）を学べるし、コミュニケーション能力が養える。
- ・プライベート（自由時間）が少ない。
- ・掃除をさぼったりするなど規則を守らない生徒がいる。

などの意見があり、資質教育の指導に役立てた。

ii 保護者アンケート

保護者会開催に合わせて、保護者アンケート調査を実施した。

調査の結果

- ・心身ともに成長してきた。
- ・身の回りのことが自分でできるようになった。
- ・甘やかすことなく厳しい教育をして欲しい。

などの意見があり、これらの意見を踏まえ、保護者と連携した生活指導を行った。

**【資料7 寮生活アンケートの調査の結果】**

**【資料8 保護者アンケートの調査の結果】**

(d) 保護者会の実施

本科校4校で、延べ19回の保護者会を開催した。

開催にあたっては、授業参観、航海訓練所における実習の説明会、内航海運業界による講演など学年毎にテーマを変えるといた各学校で工夫をこらし、保護者との連携を強化するとともに学校と家庭の連携による生徒指導の充実を図った。

**③ 実績値が目標に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し**

--

**④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

--

### (中期目標)

#### 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

##### (1) 海技教育の実施

- ⑤ 海事関連企業への就職については、企業訪問等の求職活動や就職指導を強化することにより、就職率を維持・向上するよう努めることとする。

### (中期計画)

#### 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 海技教育の実施

##### ⑤ 就職率

企業訪問等の求職活動や就職指導の強化、また、乗船体験（インターンシップ）の活用によるミスマッチの回避等により、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

### (年度計画における目標値)

#### 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

##### (1) 海技教育の実施

##### ⑤ 就職率

早期からの就職活動の開始、企業訪問先の新規開拓等求職活動の拡大や就職指導の強化、また、内航海運業界の協力を得ての乗船体験（インターンシップ）を活用することにより、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

早期からの就職活動の開始等様々な求職活動、就職指導により、海事関連企業への就職率を、専修科及び海上技術コースにおいては90%以上、本科においては75%以上とする。

## ② 実績値及び取組み

海運業界より、就職活動の開始時期をはじめ、就職に関するスケジュールが把握しづらいとの意見があったことから、前年度より、就職に関するスケジュールを公表し求人受付開始日の周知を図った。

また、海技者セミナー等就職説明会への参加や、職員による392社の会社訪問など機構全体を通しての取組により就職先の確保に努めた。

各学校では、前年度に引き続き次に掲げるような取り組みを行い、就職率の向上に努めることによって、海事関連企業への就職率は、前年度に引き続き高水準を維持することができた。

### ○学校における取り組み

- ・就職情報の提供
- ・生徒・学生による会社訪問及び乗船体験等の参加
- ・就職意識の涵養及び向上
- ・海技者セミナー等就職説明会への参加
- ・マニュアル等による就職試験対策の実施
- ・その他就職指導

○海事関連企業への就職実績

	目標値	実績値	
		平成24年度	平成25年度
本科	75%以上	96.1%	96.5%
専修科	90%以上	98.7%	98.6%
海上技術コース	90%以上	100%	100%

【資料9 海事関連企業への就職率】

【資料10 就職に関する取組】

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

内航海運業界の協力を得て実施している内航船乗船体験（インターンシップ）は、海上就職志向の醸成、就職のミスマッチの解消に有効であり、今後も拡大を図っていく。

（中期目標）

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

（1）海技教育の実施

- ⑥ 海運業界や船員教育・訓練機関等との意見交換会等を通じて、海運業界のニーズを的確に把握するとともに、相互の連携を強化することにより、教育の質を向上させる。

（中期計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズを的確に把握し、船員教育の質を向上させるために、海運業界や船員教育・訓練機関等と期間中に 50 回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を強化するとともに、条約の改正に対応する講習（ECDIS、ERM 等）を強化する等、把握したニーズを教育に反映させ、その質を向上させる。

（年度計画における目標値）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）海技教育の実施

⑥ 海運業界のニーズへの対応

海運業界のニーズに的確に対応した効果的な海技教育を実施するため、引き続き海運業界や船員教育・訓練機関等と 10 回程度の意見交換会等を開催する等、相互の連携を図ることにより、教育の質の向上に努める。

海運業界のニーズとして実践力、即戦力等が求められていることから、国土交通省の船員（海技者）の確保・育成に関する検討会の報告に基づき、内航貨物船等による社船実習（内航四級）を導入する。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

海運業界や船員教育・訓練機関等と10回程度の意見交換会等を開催する等により、相互の連携を図り、教育の質の向上に努める。

また、実践力、即戦力等が求められていることから、国土交通省の船員（海技者）の確保・育成に関する検討会の報告に基づき、内航貨物船等による社船実習（内航四級）を導入する。

## ② 実績値及び取組

### (a) 意見交換会等の実施

海運業界や船員教育・訓練機関等と延べ122回の意見交換会・懇談会を開催し、相互の連携・強化に努めた。

意見交換会等から出された

- ・挨拶や片付け等の基本的な生活習慣を指導して欲しい。
- ・団体生活における協調性を指導して欲しい。

などの海運業界からのニーズや要望については、授業や講習だけでなく学校生活のあらゆる場面を捉え指導に努めた。

### 【資料11 海運業界からのニーズ又は意見】

### (b) 社船実習（内航四級）の導入

本科及び専修科の学生に対する9か月の乗船実習のうち、後期3か月について

専修科は、平成25年10月から

本科は、平成26年7月から

内航貨物船等による社船実習を導入しました。

専修科の社船実習は、実施船社5社、実習生6名だったが、今後、海事局、内航海運業界と連携して拡大に努めていきたいと考えている。

## ③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

## ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

実習後のアンケート調査では、次の高評価が挙げられている。

### ○実習生

「実際の現場の作業を体験することができ良かった。」

### ○船社

「大変有意義であり、実社会に出たとき役立つと思う。」

### 【資料12 社船実習の実施状況】

### （中期目標）

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑦ 授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するための教員の研修計画を策定し、研修及び船舶乗船研修を実施するとともに、適正な運営に必要な事務員等の研修計画を策定し、研修を実施する。

### （中期計画）

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため

とるべき措置

(1) 海技教育の実施

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、職務別及び職階別の研修計画を策定し、船舶乗船等の研修、適正な運営に必要な知識・技能を習得する研修を実施する。

なお、各研修修了者が各校にて、講師として研修を行う（二次研修）等の取組を強化し、期間中に外部研修を含め延べ200名程度の教員、事務員等に研修を受講させることとする。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため

とるべき措置

(1) 海技教育の実施

⑦ 研修の実施

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、本年度中に延べ40名以上の職員に対し、内航乗船研修、技術研修、職階別の研修等（二次研修を含む。）を実施する。

また、適切な指導方法等を習得するため、全教員に対して生徒・学生指導に関する研修を実施する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得するため、延べ40名以上の職員に対し、内航乗船研修、技術研修、職階別の研修等（二次研修を含む。）を実施するとともに、適切な指導方法等を習得するため、全教員に対して生徒・学生指導に関する研修を実施する。

② 実績値及び取組み

前年度の体罰事案発生時に実施した教員の意識調査を踏まえ、本部主催による研修と学校内部による研修を実施し、教員の指導力向上に努めた。

(a) 本部主催による研修の実施

i 教員については延べ82名に対し研修を行った。

通常の定期研修の他、授業に必要な船舶運航に関する最新の知識及び技能を習得する研修として内航乗船研修を実施するとともに、今年度からはSTCW条約の改正に伴い、電子海図情報表示装置（ECDIS）の知識及び取扱の技能を習得するため、航海科教員に対しECDIS研修を開始した。

ii 機構の運営に必要な事務的な知識・技能を習得させるため、延べ15名の職員に職階別研修あるいは外部研修（公文書管理研修、ホームページ研修等）を受講させ能力の向上に努めた。

iii 前年度に実施した教員の意識調査において、生徒・学生指導に悩んでいる教員が多いという結果から、全教員に対し、体罰に頼らない指導について研修を実施し教員の意識改革を図った。

(b) 学校における取組み

各学校においては、各分野における技術の向上を目指し、次の研修を適宜実施した。

i 学校管理運営上必要とされる研修

・防火管理者講習

- ・小型教習事務校内研修  
など
- ii 教育業務の維持に有用な資格取得のための研修
  - ・クレーン講習
  - ・玉掛け技能講習  
など
- iii 教員の教育の質の向上のための研修
  - ・船舶機関室シミュレータ研修
  - ・校内練習船乗船研修  
など

【資料13 教員の生徒・学生指導に関する意識調査の結果】

【資料14 教員の指導力向上のための研修】

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(1) 海技教育の実施

- ⑧ 受験・入学のための広報活動を外部機関との連携により充実・強化し、船員を目指す人材をより多方面から確保するよう努める。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため  
とるべき措置

(1) 海技教育の実施

- ⑧ 広報活動等  
地域との連携の強化、地方運輸局等への協力依頼等、広報活動における外部機関との連携を充実・強化し、船員を目指す人材を多方面から確保するよう努める。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため  
とるべき措置

(1) 海技教育の実施

- ⑧ 広報活動等  
航海訓練所の練習船の寄港や各種のイベント等において、外部機関と連携した効果的な広報活動を展開し、船員を目指す人材を確保するよう努める。  
また、体験入学や学校訪問など、これまでに有効であった募集活動を重点的に実施する。

① 年度計画における目標設定の考え方

外部機関と連携した効果的な広報活動を展開し、船員を目指す人材を確保するとともに、体験入学や学校訪問など、これまでに有効であった募集活動を重点的に実施する。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

学校近郊の港に航海訓練所練習船が寄港する機会や海フェスタ等外部機関と連携したイベント等の機会を捉えてパンフレットの配布や見学会を実施し、船員を目指す人材の確保に努めた。

また、これまで有効であった体験入学やオープンキャンパス、学校訪問などの募集活動を重点的に実施するとともに、各学校で様々な募集活動を行い応募者の確保に努めた。

○応募者数及び応募倍率

	定員	応募者数	応募倍率
本科	140名	347名	2.48
専修科	230名	765名	3.33
計	370名	1,112名	3.01

【資料 15 各学校の募集活動に関する取組】

【資料 16 入学応募者数・応募倍率の推移】

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(2) 研究の実施

「独立行政法人海技教育機構法」第 11 条第 1 項第 2 号に基づき、船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努めることとする。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

海技教育、船舶の運航の分野で組織的に研究計画を策定し、期間中に 50 件程度の研究を行う。

研究の実施に当っては、機構の目的を踏まえて、国際条約の改正等に対応した重点的な研究並びに海技教育及び船舶運航に関する研究を組織的に行い、その結果を教育に反映し、船員の資質の向上を図ること等により、安全な海上輸送の確保に資するよう努める。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(2) 研究の実施

研究の実施に当っては、海技教育、船舶の運航分野に係る教育科目及び授業内容に関するテーマを組織的に計画し、10件以上の研究を行い、その成果を教育に反映する。

#### ① 年度計画における目標値設定の考え方

海技教育、船舶の運航分野に係る教育科目及び授業内容に関するテーマを組織的に計画し、10件以上の研究を行い、その成果を教育に反映する。

#### ② 実績値及び取組み

海技大学の航海科・機関科両科で組織的に取り組む重点研究を各1件、各教員による一般研究を16件、他の機関から依頼を受け実施する受託研究1件、延べ19件の研究を海技大学研究管理委員会で審査の上、実施し、その成果を教育に反映した。

##### 【資料 17 平成 25 年度研究項目一覧】

#### ③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

#### ④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

##### 【教育へ反映した研究の一例】

「海技者育成における教育・訓練資機材のあり方に関する研究」

→ 開発途上国船員養成事業船員教育者研修等外国人受講者に対して、受講生の帰国後の業務の指針となるよう、研究成果を反映した教育・訓練資機材の活用プログラムを教授した。

#### (中期目標)

### 3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

#### (3) 成果の普及・活用促進

「独立行政法人海技教育機構法」第11条第1項第3号に基づき、海技教育の知見及び船舶運航に関する研究成果の普及・活用を図るとともに、海事思想を広く普及するための活動を行う。

成果の普及・活用促進に当っては、海技教育及び船舶運航関係の知識、技術、研究成果及びその他海事に関する情報等を海運業界、学会及び国民等へ積極的に公表して教育・研究成果の普及を目指すとともに、職員の専門知識の活用を図るために、国内外を問わず、研修員の受入れ及び各種機関・委員会へ専門家としての職員派遣等を推進する。

#### (中期計画)

### 2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

#### (3) 成果の普及・活用促進

研究成果については、論文発表及び学会発表等を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果及び海技教育に関する情報を公表し、教育・研究成果の普及を図る。

海技教育及び船舶運航に関する知識・技術の普及・活用促進を図るため、国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣し、また、学会等の関係委員会へ委員として派遣する。

また、海事思想の普及に資するため、一般市民を対象とする練習船による体験航海等

を行うとともに、教育・研究成果を活用して、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催する。

(年度計画における目標値)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(3) 成果の普及・活用促進

- ① 10 件程度の研究発表等を行い、研究の成果について報告書を作成するとともに、ホームページで公表する（うち、5 件以上は国内外での学会発表とする。）。
- ② 国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣する。また、学会等の関係委員会へ委員として派遣することにより、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用を促進を図る。
- ③ 海事思想の普及については、一般市民を対象とする各校の校内練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用した、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催する。

① 年度計画における目標値設定の考え方

① 研究成果の公表

10 件程度の研究発表等を行い、研究の成果について報告書を作成するとともに、ホームページで公表する（うち、5 件以上は国内外での学会発表とする。）。

② 研修員の受入れ及び委員の派遣

国内外の船員教育機関の要請に応じ、研修員を受け入れるとともに、政府機関等の要請に応じ海技教育専門家として海外へ派遣する。

また、学会等の関係委員会へ委員として派遣することにより、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の活用を促進を図る。

③ 海事思想の普及

一般市民を対象とする各校の校内練習船による体験航海等を行うとともに、教育・研究成果を活用した、一般市民を対象とする公開講座等を年25回程度開催する。

② 実績値及び取組み

① 研究成果の公表

次のとおり論文発表及び学会発表を行い、研究報告書を作成するとともに、ホームページ上で研究成果を公表し、教育・研究成果の普及を図った。

○査読付学会論文発表・著書	7 件
○国際学会講演発表	5 件
○国内学会講演発表	7 件
○海技大学校研究報告	4 件
○学会誌掲載	2 件
発表件数合計	25 件

【資料18 研究成果発表一覧】

② 研修員の受入及び委員の派遣

(a) 研修員の受け入れ

国土交通省海事局の監修のもとに、(公財)日本船員雇用促進センター (SECOJ) が行う開発途上国船員教育養成事業によりASEAN諸国の船員教育者20名を受け入れた。

また、(独)国際協力事業団 (JICA) よりフィリピンコーストガードの職員6名を受

け入れ、操船技術等向上のための研修を実施した。

さらに、東京海洋大学からの依頼により小樽校及び館山校で延べ5名の教育実習生を受け入れ、教員免許に必要な単位取得に寄与した。

(b) 海外への派遣

国土交通省海事局からの要請で、STW44 Sub-committeeアドバイザー等として、延べ3名を海外（イギリス及びガーナ）へ派遣した。

(c) 学会等関係委員会への委員の派遣

（一財）海技振興センター等関係団体からの要請により、14団体に延べ54名を委員として派遣し、海技教育及び船舶の運航に関する知識・技能の観点から意見を述べるなど協力を行った。

③ 海事思想の普及

(a) 保有資産を活用した海事思想の普及

各学校の所在地近郊で実施されるマリンフェスタ等行政機関等が行うイベント等において一般市民を対象とした校内練習船による体験航海を実施するとともに地域自治体主催の行事の運営に携わるなど海事思想の普及に努めた。

また、機構の教育・研究成果を活用した一般市民を対象とする公開講座等を開催し、海事思想の普及に努めた。

校内練習船による体験航海	22回
公開講座の開催	6回
合 計	28回

(b) 海フェスタへの参加

秋田県男鹿市で開催された「海フェスタおが」に機構の広報ブースを出展しパンフレットを配布するとともに「ロープワーク体験」や「子供クイズ」等を実施し海事思想の普及に努めた。

【資料19 各学校の海事思想普及に関する取組】

③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し

--

④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

--

(中期目標)

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(4) 内部統制の充実・強化

機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、自己点検・評価体制の定期的な見直しなどによりモニタリング機能を強化するとともに、全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

(中期計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 内部統制の充実・強化

機構の目的を有効かつ効率的に果たすために、内部評価委員会、監事監査等による自己点検・評価体制の定期的な見直し等によりモニタリング機能を強化するとともに、

スクールレビューを活用して全職員が内部統制活動に参加できる仕組みを構築し、内部統制の充実・強化を図る。

(年度計画)

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(4) 内部統制の充実・強化

内部評価委員会を実施するとともに前年度に見直しを行った監事監査及びスクールレビューを実施することによりモニタリング機能を強化し、内部統制の充実を図る。また、スクールレビュー時の理事長等と全職員の懇談の機会を活用して、内部統制の取組みを周知するとともに徹底を図ることにより、全職員の内部統制活動への参加意識を高める。

① 年度計画における目標設定の考え方

内部評価委員会を実施するとともに前年度に見直しを行った監事監査及びスクールレビューを実施することによりモニタリング機能を強化し、内部統制の充実を図る。

また、スクールレビュー時の理事長等と全職員の懇談の機会を活用して、全職員の内部統制活動への参加意識を高める。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成次年度以降の見通し

内部評価委員会を2回開催するとともに、次の取組により内部統制の充実・強化を図った。

(a) 内部統制の充実・強化

内部統制について理解を深めるとともに機構のリスクの識別、評価及び対応について見直しを図るため、各学校長と本部管理職を構成員とする「内部統制に関する検討会」を設置し、2回開催した。

また、前年度に行った監事監査とスクールレビューの見直しに基づき、監事監査では前回のスクールレビューにおける指摘事項を検証し、スクールレビューでは監事監査での指摘事項について検証を行うなど相互の連携を図り、モニタリング機能を強化した。

(b) 倫理とコンプライアンスの強化

i 体罰防止について

前年度の体罰事案発生により設置した体罰防止対策検討会の提言を踏まえ、体罰に頼らない指導について研修を行い、教員の指導力の向上に努めた。

ii 不祥事防止について

平成25年12月に海技大学校職員が酒気帯び運転を行い、街路樹に衝突するという事故が発生した。

機構として、この事案を重く受け止め、直ちに、全職員に対して年末年始の綱紀粛正とともに、コンプライアンスの徹底を図り、同時に事故を起こした職員に対し出勤停止6日の懲戒処分を行った。

また、海技大学校への倫理委員会の設置をはじめ、機構職員全体の倫理観を高め、法令順守の徹底やモラルにかかる研修を実施していくこととした。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

**(中期目標)**

3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した業務運営の情報化・電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

**(中期計画)**

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

情報セキュリティに配慮した情報の電子化に取り組み、業務運営の効率化と情報セキュリティ対策の向上を図る。

**(年度計画における目標値)**

2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(5) 業務運営の情報化・電子化の取組

前年度試行したグループウェアによる機構全体での情報の電子化、共有化を踏まえ、業務運営の効率化を進める。また、セキュリティを確保するためセキュリティポリシー等の諸規定の整備を図る。

**① 年度計画における目標値設定の考え方**

前年度試行したグループウェアを本格運用し業務運営の効率化を進めるとともにセキュリティポリシー等諸規定の整備を図る。

**② 当該年度における取組み及び中期目標達成次年度以降の見通し**

グループウェアによる業務運営の効率化については、前年度の試行結果を踏まえ、機構全職員にアカウントを配布し本格運用を開始し、情報の電子化、共有化をより進め業務の効率化を図った。

(再掲)

また、セキュリティを確保するためセキュリティポリシーを規定し、機構全体のセキュリティ対策の向上に努めた。

**③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

--

## 4. 財務内容の改善に関する事項

### (中期目標)

#### 4 財務内容の改善に関する事項

運営費交付金を充当して行う事業については、「2. 業務運営の効率化に関する事項」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

自己収入について、本科及び専修科にあつては、授業料を段階的に引き上げることにより、自己収入を拡大するものとする。また、船舶運航実務課程にあつては、講習の実施にかかる経費と講習料との関係を踏まえて、上記「3. (1) ②」に記載するとおり、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げなどにより受益者負担を確実に求めるものとする。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

### (中期計画)

#### 3 予算

##### (1) 自己収入の確保

運営費交付金を充当して行う事業については、「1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」で定めた事項について配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

##### ① 授業料の段階的引き上げ

本科及び専修科の授業料については、段階的に引き上げることにより自己収入を拡大する。

##### ② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、講習の実施経費と講習料との関係を踏まえて、実施する講習を精査し、継続する講習にあつては、講習料の引き上げ等により、海運会社、受講者に対し適正な受益者負担を確実に求める。併せて、事業全体についても、受益者負担のあり方について検討する。

### (年度計画)

#### 3 予算

##### (1) 自己収入の確保

##### ① 授業料の段階的引き上げ

本年度の本科及び専修科の入学者の授業料については、月額 9,000 円に引き上げる。

##### ② 適正な受益者負担の検討

海技大学校が行う船舶運航実務課程については、前年度見直した講習の統廃合や受講料の引き上げを適用した講習を実施し、海運会社、受講者に対し適切な受益者負担を確実に求めていく。

## ① 年度計画における目標設定の考え方

本科及び専修科の授業料の段階的な引き上げとともに、船舶運航実務課程については、海運会社、受講者に対し適切な受益者負担を確実に求めていく。

## ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

### ① 授業料の段階的引き上げ

本科及び専修科の入学者の授業料については、激変緩和を図りつつ段階的な引き上げ計画に基づき、平成25年度入学者から月額9,000円に引き上げた。

当該引き上げによる増収は、8,700千円となった。

### ② 適正な受益者負担の検討

船舶運航実務課程については、前年度見直した講習の統廃合や受講料の引き上げを適用した講習を実施するとともに、平成26年度においては、消費税増税分及び人件費相当額を考慮した受講料を設定し、海運会社、受講者に対し適切な受益者負担を確実に求めていくこととした。

## ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

本科及び専修科の授業料については、平成22年12月に出された「独立行政法人の事務・事業の見直し」（閣議決定）で講ずべき措置とされた「受益者負担の拡大」で定められた目標である「平成27年度月額9,900円」は達成できる見込みである。

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

3 予算

(2) 予算

(3) 平成23年度～平成27年度収支計画

(4) 平成23年度～平成27年度資金計画

(年度計画)

3 予算

(2) 平成 25 年度予算(人件費の見積りを含む。)

(3) 平成 25 年度収支計画

(4) 平成 25 年度資金計画

(実績値)

1 予算計画

区 別	中期計画 予算金額 (百万円)	平成 25 年度計画	
		予算計画 金額 (百万円)	実績値 金額 (百万円)
収入			
運営費交付金	12,085	2,200	2,200
施設整備費補助金	842	0	0
受託収入	139	28	27
業務収入	1,034	207	232
計	14,101	2,435	2,459
支出			
業務経費	1,834	437	481
施設整備費	842	0	0
受託経費	139	28	23
一般管理費	1,059	212	227
人件費	10,226	1,758	1,711
計	14,101	2,435	2,442
	[人件費の見積り] 期間中総額 7,801 百万円を支出する。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費の見積り] 年度中総 1,569 百万円を支出する。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。	[人件費] 年度中総額 1,326 百万円を支出した。 ただし、上記の金額は、常勤役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

## 2 収支計画

区 別	中期計画 収支計画 金額（百万円）	平成 25 年度計画	
		収支計画 金額（百万円）	実績値 金額（百万円）
費用の部	13,789	2,541	2,453
経常費用	13,789	2,541	2,453
業務費	8,828	1,640	1,732
受託経費	139	28	23
一般管理費	4,291	767	551
減価償却費	531	106	147
収益の部	13,789	2,541	2,456
経常収益	13,789	2,541	2,456
運営費交付金収益	12,085	2,200	2,122
受託収入	139	28	27
業務収入	1,034	207	232
資産見返負債戻入	531	106	75
純利益	0	0	3
目的積立金取崩額	0	0	1
総利益	0	0	4

## 3 資金計画

区 別	中期計画 資金計画 金額（百万円）	平成 25 年度計画	
		資金計画 金額（百万円）	実績値 金額（百万円）
資金支出	14,101	2,435	2,676
業務活動による支出	13,258	2,435	2,656
投資活動による支出	842	0	20
次期中期目標期間への繰越金	0	0	0
資金収入	14,101	2,435	2,697
業務活動による収入	13,258	2,435	2,697
運営費交付金による収入	12,085	2,200	2,200
受託収入	139	28	26
業務収入	1,034	207	471
投資活動による収入	842	0	0
施設整備費補助金による収入	842	0	0

**① 年度計画における目標値設定の考え方**

1. 予算計画  
運営費交付金の算定ルール(財務省方針)に従い算定する。
2. 収支計画  
業務費及び一般管理費には、人件費を含む。  
減価償却費は、国から無償譲与された固定資産及び運営費交付金を財源として取得した固定資産の減価償却費である。  
資産見返物品受贈額戻入は、国から無償譲与された固定資産の減価償却費相当額である。
3. 資金計画  
業務活動による支出には、前中期の最終年度における処理である国庫納付金額を含む。  
投資活動による支出は、固定資産取得にかかる費用である。

**② 実績値及び取組み**

—

**③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し**

—

**④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

—

(中期目標)

- 4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

- 4 短期借入金の限度額  
予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

(年度計画における目標値)

- 4 短期借入金の限度額  
予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、500百万円とする。

**① 年度計画における目標値設定の考え方**

資金計画による運営費交付金2か月分を想定した。

**② 実績値及び取組み**

平成25年度において、短期借入金は発生していない。

**③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し**

—

**④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

—

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

(年度計画)

5 重要な財産の処分等に関する計画

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

(財産処分の内容)

海技大学校児島分校土地、建物及び工作物

① 年度計画における目標設定の考え方

海技大学校児島分校の廃止に伴い、同校の重要な財産の処分を行う。

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

海技大学校児島分校の土地、建物及び工作物については、平成25年11月29日付け不要財産として全て国土交通省へ受渡を行い、国庫納付を完了した。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(中期目標)

4 財務内容の改善に関する事項

(中期計画)

6 剰余金の使途

期間中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

(年度計画)

6 剰余金の使途

年度中に生じた剰余金は、計画の達成状況に応じて、施設・設備等の整備、研究調査費等教育基盤の整備拡充のため使用する。

① 年度計画における目標設定の考え方

—

② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成25年度において、該当はない。

③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

## 5. その他業務運営に関する重要事項

### (中期目標)

#### 5 その他業務運営に関する重要事項

##### (1) 施設・設備の整備

機構の目的の確実な達成のため、必要となる施設・設備に関する整備計画を策定し、効果的な業務運営を図る。

### (中期計画)

#### 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

##### (1) 施設・設備に関する計画

機構の目的を効率的に達成するために、期間中総額4.14億円規模の施設・設備の整備を行う。

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財 源
教育施設整備費		
清水校総合実習棟建築工事	112	独立行政法人海技教育機構施設整備費補助金
波方校学生寮耐震及び学生寮等建築工事	645	
小樽校外壁屋上改修工事	85	

### (年度計画)

#### 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

##### (1) 施設・設備の整備

なし

### ① 年度計画における目標設定の考え方

—

### ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

—

### ③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

—

**(中期目標)**

5 その他業務運営に関する重要事項

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

**(中期計画)**

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、保有の必要性について検証する。

**(年度計画)**

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(2) 保有資産の検証・見直し

保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性等の観点に沿って、保有の必要性について検証する。

**① 年度計画における目標設定の考え方**

保有資産の必要性等の点検を行い、保有の必要性の検証を行う。

**② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し**

保有資産については、陳腐化、不適用化の状況を規程等に基づき実査した結果、機構が保有する土地建物は全て教育目的のものであり、その目的に沿って有効に活用していることを確認した。

**③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

### (中期目標)

#### 5 その他業務運営に関する重要事項

##### (3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

### (中期計画)

#### 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

##### (3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

### (年度計画における目標値)

#### 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

##### (3) 人事に関する計画

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

また、総人件費についても、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づく平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を本年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

(注) 対象となる「人件費」の範囲は、常勤役員及び常勤職員に支給する報酬(給与)、賞与、その他の手当の合計額とし、退職手当、福利厚生費(法定福利費及び法定外福利費)、今後の人事院勧告を踏まえた給与改定分は除く。

## ① 年度計画における目標値設定の考え方

国家公務員の給与削減に関する取組を準用し、中期計画中の人件費を前中期期間中の最終年度予算額を基準として5%以上削減する。

## ② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

国家公務員の給与水準を考慮した上で、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づき、給与減額支給措置として役職及び俸給に応じて俸給月額に役職員に適用される所定の割合(9.77%、7.77%及び4.77%)を乗じて得た額を減ずる措置を役職員の給与に適用している。

その内容については、機構ホームページにて、独立行政法人等情報公開法第22条に規定する「役員の報酬等」及び「役員の報酬等及び職員の給与水準」を公表している。

その結果、平成25年度の削減率は16.0%となり着実に目標を達成している。  
なお、機構は、国家公務員の給与体系を常に把握し、改正の必要があれば直ちに対応できる体制をとっているため、ラスパイレス指数においては、100を越えることはない。  
平成25年度における機構の給与水準を示すラスパイレス指数は95.9となっている。

**③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し**

**④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

(中期目標)

- 5 その他業務運営に関する重要事項  
なし

(中期計画)

- 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  
(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第12条第1項に規定する積立金の使途  
第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用及び東日本大震災の影響により第1期中期目標期間において費用化できず第2期中期目標期間に繰り越さざるを得ない契約費用等に充当する。

(年度計画における目標値)

- 7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項  
(4) 独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第12条第1項に規定する積立金の使途  
第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当する。

**① 年度計画における目標値設定の考え方**

第1期中期目標期間中からの繰越積立金は、第1期中期目標期間中に自己収入財源で取得し、第2期中期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当する。

**② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し**

平成25年度の繰越額は1,964,899円となっている。  
このうち、540,508円を有形固定試算の減価償却費として充当した。

**③ 実績値が目標値に達しない場合には、その理由及び次年度以降の見通し**

**④ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

(中期目標)

5 その他業務運営に関する重要事項

(4) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ、所要の措置を講じることとする。

(中期計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討の結果を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

(年度計画)

7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(5) その他

中期目標の期間中に実施される船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

**① 年度計画における目標値設定の考え方**

船員養成の規模、体制についての更なる検討等、船員教育の見直しに関する検討を踏まえ、必要に応じ所要の措置を講じる。

**② 当該年度における取組み及び中期目標達成に向けた次年度以降の見通し**

船員養成の規模、体制については、応募倍率の推移、内航海運業界からの求人数の増加に加え、内航業界、全日本海員組合など関係機関からの要請を受け、平成 26 年度の入学定員を 370 名、平成 27 年度に 380 名として、平成 22 年度の定員に戻すこととした。

(再掲)

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を受け、海技教育機構は、航海訓練所と統合し、中期目標管理型の法人となる。

具体的な実施時期は、平成 26 年夏を目途に行政改革推進本部において決定されるが、統合に向け、国土交通省及び航海訓練所等と調整を行いながら、適切に対応している。

**③ その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報**

## 第2章 自主改善努力評価のための報告

### ○ 教員の意識改革、教育の質の向上のための取組み

平成 25 年度の教育機関分科会において業務実績評価に加え、「教育機関の本来業務である教育分野においては、すぐに実績につながらなくとも創造的なアイデアや挑戦的な取り組みを行って欲しい。」との指摘があった。

機構では次のような取組みにより、教育の質の向上を図っている。

#### 1. 教員の指導力の向上

「教員の生徒・学生指導に関する意識調査」の結果、生徒・学生への指導に悩み、指導力に自信がないと回答する者が多かったことから、授業力及び学生指導に関する指導力の向上を図るように研修内容・研修制度を見直し、教員の指導力の向上に努めている。

(再掲)

#### 2. 教員の増員

教員一人当たりの業務の負担が、他校と比較して大きいと考えられる本科校の教員を 1 名増員し、教員の事務的業務の負担軽減を図り、教員が教科及び生徒指導により専心できるようにした。

現在、当機構では、前年度の体罰事案を契機に、職員の意識改革をはじめ、環境整備を行っている。

同時に、教員の指導力向上に努めており、これは、将来的に教育の質の向上につながるものと期待している。